資料3-3

事業者健診データの取得率の向上に向けた、事業主・健診実施機関・協会けんぽにおける３者間での提供・運用スキームについて

１．根拠規定

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）

第 27 条　（略）

2　保険者は、加入者を使用している事業者又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しを提供するよう求めることができる。

3　前 2 項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録又は健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

２．目標値及び実績

協会における事業者健診データの取得に係る目標値及び実績（過去 5 年間の取得率）については、次のとおり。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
事業者健診データ取得率	目標値	10.6%	12.7%	15.0%	7.0%	7.5%
	実　績	4.6%	6.2%	6.4%	7.1%	7.6%
（参考）生活習慣病予防健診実施率	実　績	48.0%	48.5%	49.6%	50.9%	52.3%

（注 1）事業者健診データ取得率は、“事業者健診データ取得（提出者数）÷特定健診対象者数（被保険者）”で算出。

（注 2）目標値は、第 2 期・第 3 期特定健診等実施計画で定めている率。

３．必要と考えられる措置等

（１）事業者と健診実施機関の契約書のひな形の作成

・　保険者への健診結果の提供事務を事業者が健診実施機関に委託するための契約書のひな形を作成し、健診実施機関から保険者に事業者健診の結果を直接提供することを推進する。

（２）事業者健診時における保険者番号等の取得促進

・　健診実施機関による保険者への健診結果の提供や、保険者における被保険者等と健診結果の紐付けを円滑にする観点から、必要な保険者番号や被保険者番号等を事業者健診時に取得するため、その記載欄を設けた問診票のひな形を作成し、健診実施時にその使用を推進する。

（３）事業者健診の血糖検査の取扱いの見直し

・　事業者健診の血糖検査の方法を特定健診と合わせ（HbA1c 検査を認める、随時血糖について食直後を避けることとする）、事業者健診と特定健診の項目の差異を減らす。

※上記（１）～（３）について、事業者団体及び関係団体の長に宛てて、厚生労働省労働基準局長及び保険局長通知（協力依頼）を発出する方向で検討。

４．労働安全衛生法に基づく「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」の改正

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（最終改正令和 2 年 3 月 31 日）に、事業者から保険者へ事業主健診の結果を提供すべき旨等を規定する。

なお、現時点において、厚生労働省から、上記３及び４に係る具体的な内容及びスケジュール等は示されていない。

【上記 3 及び 4 について、第 132 回・第 136 回（令和 2 年 10 月 28 日・12 月 2 日）社会保障審議会医療保険部会資料より抜粋】

５．運用上の検討課題等

（１）事業者から協会への、事業者と健診実施機関との間で事業者健診の実施に係る契約を締結した旨の通知

・　事業者と健診実施機関とが締結する事業者健診の実施に係る契約において、新たに定めた契約書（ひな形）が確実に使用されるよう徹底するための方策の検討。

・　また、当該契約を締結したにもかかわらず、健診実施機関から協会へのデータ提供が行われないといったことがないよう、事業者と健診実施機関が契約を締結した際、事業者から協会に対し、その旨が確実に通知される方策の検討。

（２）健診実施機関による事業者健診データの円滑な作成及び協会への提供

・　健診実施機関が定められたデータ項目や仕様を遵守し、かつ、協会がシステムに取り込めるデータ形式（一定のルールに則った XML 又は CSV）により事業者健診データを提供できるよう、必要な措置を検討。

（３）健診実施機関と協会とが締結する契約について、集合契約と同様のデータ授受等スキームの構築

・　特定健診の集合契約と同様に、健診実施機関と協会との間での事業者健診データの授受・費用決済（データ作成費用）について、社会保険診療報酬支払基金等を通じて行うスキームの構築の検討。

（４）事業者・健診実施機関・協会での新たな提供・運用スキームへの円滑な移行

・　３者間での新たな提供・運用スキームのスタート後、当面の間は、新契約書に基づく契約と、現行の契約書に基づく契約とが混在すると考えられるため、事業者、健診実施機関及び協会それぞれの現場で混乱が生じないよう、必要な措置の検討。

※　上記（１）及び（２）については、事業者と健診実施機関とが締結する事業者健診の実施に係る契約において、事業者が健診実施機関に委託する旨が盛り込まれることが前提。

事業者（特に中小企業等）から保険者への事業者健診データの提供をより円滑に推進していくためには、上記の運用上の検討課題等が解決（整備・徹底）されることが不可欠であり、協会から厚生労働省に対して、すみやかに検討のうえ措置するよう要望してきている。

また、その運用については、事業者、健診実施機関及び保険者間の相互理解及び連携が必須であり、事業者団体及び健診実施機関団体のご理解、ご協力が不可欠。

健診機関を通じた保険者への事業者健診結果データの提供スキーム（イメージ）

（新たなスキーム）

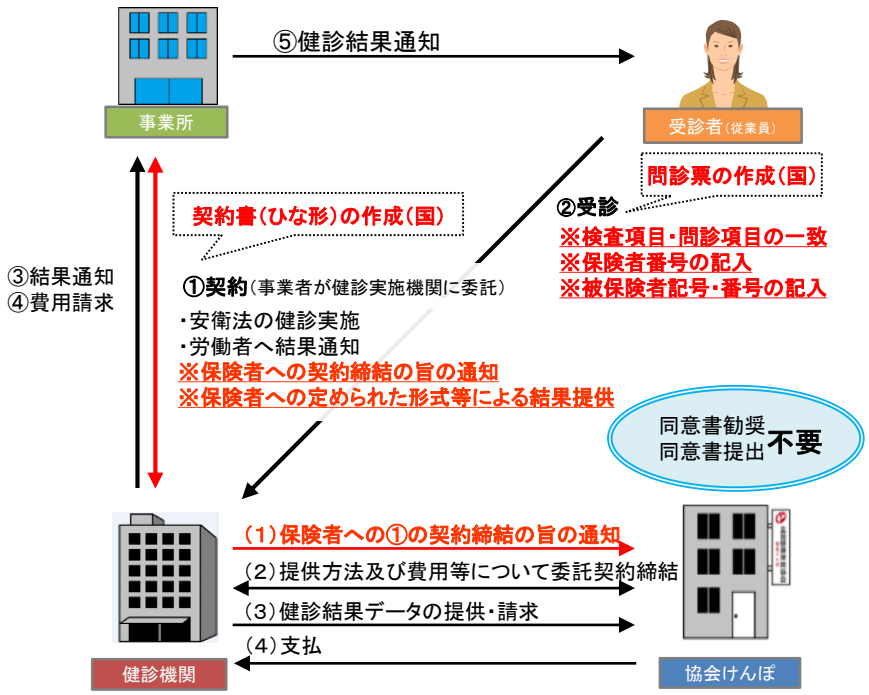
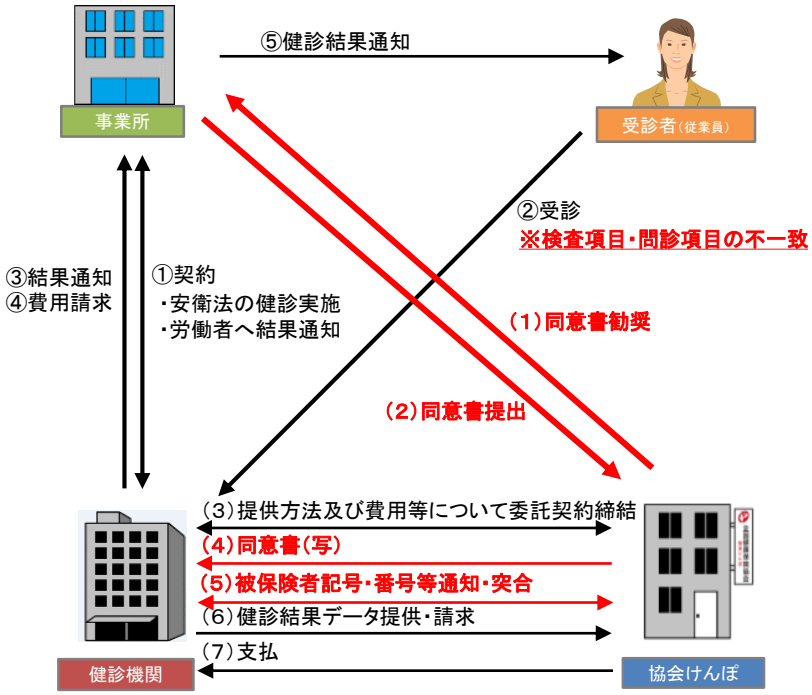
（現行のスキーム）